2018年度町田市教育委員会 第4回定例会会議録

- 1、開催日 2018年7月6日
- 2、開催場所 第三、第四、第五会議室
- 3、出席委員 教 育 長 坂 本 修 一 委 員 佐 藤 昇 委 員 八 並 清 子 委 員 坂 上 圭 子
- 4、署名委員教育長委員

5、出席事務局職員	学校教育部長	北	澤	英	明
	生涯学習部長	中	村	哲	也
	教育総務課長	田	中	隆	志
	教育総務課担当課長	高	野		徹
	教育総務課担当課長	谷		勇	児
	(学校運営支援担当)				
	施設課長	浅	沼	猛	夫
	施設課学校用務担当課長	小	宮	寛	幸
	施設課担当課長	平	Ш	浩	$\vec{-}$
	学務課長	峰	岸		学
	学務課担当課長	中	溝	智	章
	保健給食課長	有	田	宏	治
	指導室長	金	木	圭	_
	(兼) 指導課長				
	指導課担当課長	野	田	留	美
	指導課統括指導主事	辻		和	夫

勝又一彦

教育センター所長

教育セン	/ター担当課長		林			啓
教育セン	/ター統括指導主事		宇	野	賢	悟
生涯学習	 1 総務課長		佐	藤	浩	子
生涯学習	習総務課担当課長		早	出	満	明
(兼) 総	診務係長					
生涯学習	冒総務課担当課長		貴	志	高	陽
(兼)文	化財係長					
生涯学習	マンター長		塩	田	_	人
図書館長			近	藤	裕	<u> </u>
図書館市	7民文学館担当課長		吉	Ш		輝
(町田市	ī民文学館長)					
図書館副	川館長		中	嶋		真
図書館担	1 当課長		江波	戸	恵	子
書	記		大河	「内	和哥	
書	記		中	野	亮	介
書	記		瓜	田		円
速記	士		帯	刀	道	代
		(++ - - ^ -	41. LS	, _m	11	ジエコ・コ

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案及び結果

請願第1号 2019年度の中学校道徳教科書採択に関する請願 不 採 択

7、傍聴者数 22 名

8、議事の大要

午前 10 時 00 分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は佐藤委員です。

日程の一部変更をお願いいたします。本日は請願が1件提出されておりまして、請願者から意見陳述の申し出がございますので、日程第2、議案審議事項の請願第1号を、日程

第1、月間活動報告に先立って審議したいと思います。また、日程第4、報告事項(2) につきましては非公開案件ですので、日程第4、報告事項の終了後に一旦休憩をとり、関係者のみお残りいただいてご報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきたいと思います。

日程第2、議案審議事項に入ります。

請願第1号「2019年度の中学校道徳教科書採択に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前 10 時 02 分休憩

午前 10 時 03 分再開

○教育長 再開いたします。

先ほど申し上げましたように、請願者の方には、10分の範囲内で、ロ頭による意見陳述 をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 おはようございます。中学校道徳教科書採択に関する請願について陳述いたします。

私は と申します。私は中学校の教員を 42 年間勤めました。終わりの 9 年間を 中学校、 中学校に勤務した縁で、町田市教育委員会に請願を提出しました。

今回、道徳を教科にすることについて、日本弁護士連合会は、2015 年 3 月に次のような意見書を発表しました。「国家が肯定する特定の価値を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある」。

日本弁護士連合会は全ての弁護士が加盟する人権の専門家の団体ですから、この指摘は 大変重いと言えます。そして、教育は本来、子どもにより、場面により、さまざまに展開 されるのですから、時によっては強制する危険性が現実になる心配があります。 それを極力回避するための要点が3つあると思われます。それは、透明性、専門性、多様性の3つです。透明性は公開性とも言え、教科書の作成、検定、採択、授業、評価の基準や方法が全て公開されるべきです。市民の意見が公表されることも大切です。

今焦点となっている採択について、教科書採択の歴史を簡単に振り返ってみますと、私が小学生のときは、学校の近くに教科書だけを扱う家があり、お店というよりも家という感じなのですが、そこでお金を払って教科書を買いました。教科書は学校ごとに教員が選んでいました。

1969年に小学校と中学校の全学年の教科書が無償になりました。ただということですね。 それとともに採択地域が広がり、ほぼ市区町単位の採択になりました。それ以後、2001年 に東京都教育委員会がある通達を出すまで、約30年にわたって教員による選定が行われて きました。いわゆる学校票と言って、各学校が1教科につき1票の投票をし、票の多い教 科書が採択されてきました。私も国語科の一員として教科部会で真剣に検討し、学校として1位、2位、3位の教科書を選びました。特に国語科は教科書によって内容が大きく違い、授業の成否を教科書が左右するので、慎重に対処しました。

しかし、2001年に多くの反対を押し切って都教委が通達を出し、学校票が廃止され、各教育委員会が選定するように変わりました。このため、教育委員の皆さんは、小学校では100冊以上、中学校では70冊ほどの教科書を読破しなければなりません。全く過大な課題と言えるでしょう。ちなみに、国際的には、国定教科書以外の国で教員が教科書を選べない国は、世界中で日本しかないそうです。

次に、専門性については、教育関係者、特に授業を実施する教員の専門性が最大限尊重されねばなりません。ILOとユネスコという国連の2つの機関が、1966年に教員の地位に関する勧告146条を世界に発信しました。その第61条は、教員は「教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の適用などについて不可欠な役割を与えられるべきである」と述べています。これが世界の標準なのです。

また、授業は、教科書を教えるのではなく、教科書で教えるものだと言われています。 ただひたすら教科書どおりに教えるのではなく、教科書を上手に使って授業をするという ことで、そのための教員の工夫を縛ってはなりません。この点で、8 社ある教科書のうち、 日本教科書だけは、教材の配列が学習指導要領の定めた徳目のAグループからDグループ まで順番に並んでいます。このため、例えば4月、5月は、主として自分自身に関するこ とについての教材ばかりを学習し、学年末の3月には、主として生命や自然、崇高なもの とのかかわりに関することばかり学習することになります。一方、他社の教科書は、AからDを、バランスを考えて織りまぜています。ですから、教員の工夫はどうしても必要だと思われます。

3つ目の多様性は、柔軟性とも言え、個人の尊厳を基調とする憲法の精神からすれば、 心や考え方の押しつけは最も避けなければなりません。その点で、8社のうち5社が生徒 による自己評価表を載せているのは大変問題です。学習指導要領では、教員による数値評 価はしないと定めていますが、生徒の自己評価は認めるというのはごまかしではないでしょうか。

中でも日本教科書は、学習指導要領の示す 22 の徳目をそのまま評価の観点として載せ、自己採点を求めています。その中には、「日本人としての自覚をもち、世界の平和や人類の幸福に貢献しようとする心」、「国を愛し、伝統や文化を受け継ぎ、国を発展させようとする心」などの項目もあります。

今や大方の公立中学校に外国籍や外国系の生徒が在籍しています。この生徒たちに日本人としての自覚を求められるでしょうか。また、中学生に愛国心や国を発展させようとする心を求めることが可能でしょうか。中学生の学習とすれば、例えば少なくとも愛国心とは何か、愛国心の歴史、愛国心により進められた侵略など、負の側面もきちんと勉強する必要があります。日本は偉いという空疎な優越感だけを植えつけるのはとても学習とは言えません。

以上、請願の理由を中心に述べさせていただきました。請願の要旨については実現されている項目もあり、このように陳述の機会も与えられ、町田市教育委員会が民主的な取り組みに努力されていることに深く敬意を表します。

ご清聴ありがとうございました。

○教育長 ありがとうございました。請願者による請願第1号の意見陳述は終わりました。 休憩いたします。

午前 10 時 11 分休憩

午前 10 時 12 分再開

〇教育長 再開いたします。

それでは、請願第1号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 請願第1号についてご説明いたします。

請願項目1「採択の公開性を保障すること」及び2の「採択については教員、市民の意見を広く聞くこと」につきましては、現在の教科書採択における調査研究、教科書展示会の内容や教育委員会の会議についてご説明した上で、願意の実現性、妥当性について述べさせていただきます。その後、請願項目3「多様性を尊重すること」の願意の実現性、妥当性について述べさせていただきます。

町田市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定に基づき、町田市立小・中学校で使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱を定めております。この要綱の第 3 の (3) には、教育委員会は、採択に必要な事項を協議するための町田市立中学校教科用図書調査協議会に協議依頼をすることが明記されております。この調査協議会は、教科ごとに、校長、副校長、教諭により組織される調査研究委員会による調査報告、各学校の教員が研究した調査報告書、教科書展示会における来場者からの「御意見記入用紙」による自由な意見を総合的に検討・協議し、評価、所見及び協議経過を付して教育委員会へ報告しておりますので、教員、市民のご意見は広く聞いていると考えております。

教科書展示会は、平日は午前9時から午後5時まで、市役所の開庁日である第2・第4日曜日は、午前9時から午後5時まで閲覧を可能としております。展示日数につきましては、東京都が指定している10日間の特別展示会、文部科学省が指定している14日間の法定展示に加え、町田市役所の展示会場では、さらに2日間多い、合計26日間を閲覧可能としておりますので、教員、市民の閲覧日数についても十分設けていると考えております。

次に、教科書採択を行う教育委員会の会議は公開しており、傍聴者の人数制限はなく、 どなたでも傍聴することができます。

教育委員会は、調査協議会の報告等を参考に、みずからの責任と権限において教科書の 採択を行うこととなっています。

また、教育長及び教育委員は審議において、教科書選定の理由等を具体的に出版社名も挙げて表明した上で、投票を行い、町田市教育委員会として合議で採択しております。

調査協議会の報告につきましては、教科書採択終了後に、情報公開の請求に応じて公開 しており、教育委員会の教科書採択は十分に公開しているものと考えております。

以上が説明となりますが、今回の教科書採択におきましても同様に行っております。現 状から請願項目1「採択の公開性を保障すること」及び2「採択については教員、市民の 意見を広く聞くこと」の願意につきましては既に実現されているものと考えております。

次に、請願項目3「多様性を尊重すること」について述べさせていただきます。学習指導要領に示されている内容項目、またはそれに関連した内容であることから、検定教科書にはこの内容が全て含まれていると考えております。

また、検定教科書に記載されている自己採点は、あくまで生徒自身が自分自身を振り返るために活用するものでございます。「特別の教科 道徳」の評価につきましては、数値による評価は行わず、個人内評価として記述式で行うこととなっております。

以上のことから、請願項目3「多様性を尊重すること」につきましても、願意は既に実 現されていると考えております。

説明は以上でございます。

○教育長 請願第1号に関する願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

私は、ただいまの説明のとおり本請願の願意は既に実現されており、あえて採択する必要はないと思いますので、本請願は不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの意見陳述あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の 皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思います。何かございましたらお願いいた します。

○森山委員 請願に関して、特に2の③につきまして少し質問をさせていただきたいと思うのです。1、2、3にかかわって、40年の長きにわたって教員をお務めになられて、そのご経験の上で、この3項目に関して本日の請願ということでしたので、私もこの点は、非常に重要な点だと思っております。

その上で、特に2の③を含めてですが、これは各学校に対して調査研究の内容についてだと思われます。私としてはそういうふうに理解しておりますが、協議会から提出を求めるというようなことが教育委員会としてあるのでしょうか。そのあたりについて教育委員会のほうに私として質問したいと思います。

○指導室長(兼)指導課長 学校の意見の件でございます。町田市立小・中学校教科用図書採択要綱におきまして、学校は、協議会から調査研究の依頼があったときは、全採択候補本について調査研究し、選定基準等に即した評価及び所見を付して協議会に報告するとなっております。学校で調査研究を行っていただいたものを調査研究報告書として協議会のほうに提出するという流れになっております。

〇佐藤委員 意見を述べる前に質問をさせていただきたいと思います。

請願書の2の①「教員の閲覧日数を充分保障する」ということで、たしか学校のほうに数日間教科書を置いて、先生方に見てもらうというシステムになっていると思います。日数が多いほうがいいんだろうと思いますが、恐らく請願者のおっしゃられているのは、十分でないかなという意味合いが含まれていると思うのです。私の知るところでは、文部科学省からそれぞれの自治体に、町田市教育委員会に用意されるセット数に恐らく制限があって、幾らでも学校の日数をふやすということは不可能なのかなというふうに認識しているのですが、現実どのようになっているのでしょうか。

〇指導室長(兼)指導課長 教員の閲覧日数の件についてと、それにあわせて教科書の見本本の送付についてでございます。

まず各学校には平日4日間、見本本を送付しております。教育委員会におきましては、教科書供給会社から5セット、教科書会社から5セット、さらに教科書供給会社から展示用として2セット、計12セット来ております。そのうち、学校回覧に活用しているもの、また教科書協議会、さらに教科書の調査研究委員会がございますので、そちらのほうでも活用しているということでございます。さらに教育長、教育委員の皆様にも調査をしていただきますので、この与えられた中で行っているところでございます。

なお、学校には4日間という送付になりますが、教科書展示会を行っています町田市役 所、また教育センターでは、決められた時間になりますが、閲覧は教員も可能となってお ります。

以上でございます。

- ○佐藤委員 念のため、合計 12 セットですけれども、これをもっと増やしてほしいという働きかけは可能なのでしょうか。もうこれでやりなさいよということが限界なのでしょうか。
- ○指導室長(兼)指導課長 教科書の見本本の送付については、まず町田市教育委員会には5部ということで、これは文部科学省のほうから「教科書採択の公正確保について」という通知の中で、市町村教育委員会に送付される分が決まっております。また、教科書センターに対しても2部ということで決まっております。さらに今回、中学校の「特別の教科 道徳」の教科書の見本本の取り扱いについて、教科書会社から5セットいただいたということでございます。

以上でございます。

〇佐藤委員 それでは、意見といいますか、私の思いを若干語らせていただきたいと思い

ます。

請願者の方がおっしゃられましたように、教科書を教えるのではなく、教科書で教えるという考え方は、私も同様でございます。私自身もかつて中学校で理科の教員をしていたときがございまして、教科書を上手に使って教えるということだろうと思っています。つまり、教科書を使う教員の指導力が問われていくのではないかなと思っています。

昨年の小学校の道徳の教科書の選定のときにも同様の意見を言わせていただきましたが、 今回、道徳の授業につきましては、考える道徳、議論する道徳、こういう道徳の授業をやっていきましょうという流れの中でありますので、先ほど申しましたように、教員が教科書を使いながら、子どもたちに考えさせる、または子どもたち相互に議論させるという道徳の授業を展開する、そういう指導力が重要なのではないかなと思っておりますので、これにつきましては、請願者のご意見に私も感銘したところでございます。

私ども教育委員も、授業の中で教員が上手に使えるような教科書を、そういう視点で採択していきたいなと思っております。そういう私の思いも含め、先ほど教育長から不採択という提案がなされましたが、私はそれでよろしいかなと思います。

〇八並委員 請願者の方の教育に対する熱い思いに触れて、身が引き締まる思いでおります。このように教科書採択について請願が出されることは、市民の皆様に非常に関心を持っていただけているということで、非常にありがたいことだと思っております。

私も大変勉強不足ではありましたが、請願者の方のお話を聞いて、教科書の採択の歴史があること、その中で今の教科書採択の形になってきたということを学ばせていただきました。

請願者のおっしゃっていた透明性、専門性、多様性という3つの留意すべき観点の中で、特に現在においては、多様性ということについては本当にさまざまな視点、さまざまな観点から捉えなければならないこと、私たち自身がそのような観点で教育を受けてきたかというと、非常に不明確な部分もありますので、改めて私たちも多様性ということについてはきちんと向き合っていかなければならないと思っております。

また、生徒に対する自己評価ということでもご意見をいただき、私たちもそういう観点 についても勉強して教科書の選定に当たりたいと思います。なお公平性、透明性という観 点をもって、このたびの道徳の教科書の採択を勉強させていただきたいと思いました。

請願につきましては、教育長も述べられましたように、現在の町田市教育委員会の採択 の方法につきましては、願意は既に実現しているということでよろしいかと思いますので、 不採択ということでよろしいと私は思います。

○坂上委員 私も今回請願者の方のお話を聞いて、教科書の採択の歴史のことを改めて勉強させていただきました。ありがとうございました。

私も保護者の1人として、子どもたちに教員による心の押しつけというので、とても気になっている部分でありましたので、そこは子どもたちの自由な考え方、ここに書かれてあります子どもの権利条約という個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権を侵害するような教科書を採択しないよう、私も心がけていきたいと思います。

本当に請願者の方がおっしゃっていたように、今は日本人の子どもだけではなく、外国籍の方たちもたくさんいますので、公平性のところで私もさらに勉強しまして、教科書の採択に関しては、とても神経を使ってしっかりと選んでいきたいと思います。

先ほど佐藤委員、八並委員もおっしゃっておりましたが、願意は実現されていると私も 思っておりますので、私も不採択ということにさせていただきたいと思います。

○森山委員 先ほど質問のときにも申し上げましたけれども、40年の長きにわたり、このご経験を土台として、今回、教員の地位に関する勧告についても述べられましたが、私も教職の専門性を明確にする場合に、この業務については、世界的に教職の専門性を語る中では、教員の地位に関するユネスコの勧告は、やはり世界的にコンセンサスが得られているものだと思っております。そういう意味では、それに照らし合わせて、教科書採択に関する教員の立場ということを今回請願者から明確にお示しいただいたことは、非常に重要な観点だというふうにも思います。

現在、私自身も東京都の教員の内留で勉強されている先生方と大学院でご一緒しているわけですが、その中でも本日の請願者の教科書に関する歴史的な考察あるいは倫理的なものに関しては十分取り扱っております。そういう意味でも、今回の請願の採択の公開性を保障することと、採択について、教員、また市民の意見を広く聞く、それから多様性を尊重することは非常に重要な観点でして、これをなくして教科書の採択は当然実現するものではないというふうにも思っております。

そういう中で、今回、以上の3点について、これまでの教育委員会の方向と現実的な状況を考えまして、私もこの願意はこれまでの中で実現をされているというふうに感じております。その中で、今回の意見は尊重しつつ、不採択とするのが妥当ではないかという判断を私としてはいたしました。

以上です。

○教育長 そのほかに何かございますでしょうか。――よろしいですか。

それでは、各委員からも本請願の願意は既に実現していて、本請願は不採択とすること が適当であるというようなご意見をいただいております。不採択とすることにご異議ござ いませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第1号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第1号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前 10 時 33 分休憩

午前 10 時 34 分再開

〇教育長 再開いたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず私から1点ご報告をさせていた だきます。

6月22日(金)でございますが、町田市立中学校PTA連合会の本年度の役員となられました会長以下8名の皆様がご挨拶にお越しくださいました。また、この席上、2年間にわたって中学校PTA連合会の会長を務められた1名の方に、教育委員会から感謝状を贈呈させていただきました。

中学校PTA連合会は今年で設立 60 年目を迎えるという長い歴史のある組織でございまして、子どもたちの健やかな成長を願い、教育環境や各学校の活動がよりよくなることを目指して、学校教育だけではなくて、町田市政全般にわたり、さまざまな会議等にご参加をいただいて、保護者代表としてご意見等をいただいております。日ごろの活動に心から感謝申し上げるとともに、今後も引き続き家庭、地域、学校、そして行政のかけ橋として、町田市の子どもたちを支えていただきたいと思っております。

そのほかの主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

次に、両部長から何かありましたらお願いいたします。

〇学校教育部長 私から、2018 年度第2回町田市議会定例会についてご報告させていただきます。

初めに、一般質問は6月11日から18日までの5日間行われ、学校教育部は10人の議員から質問がございました。

その内容といたしましては、小学校教員に対する体育指導の研修、陰山メソッドの導入、小学校の英語教育とフォニックスの導入、中学校給食の喫食率向上、中学校全員給食の実施を要望するもの、熱中症対策、学校におけるLGBTの子どもへの理解と対応、不登校等の教育相談体制、学校での昼寝の導入、小学校における置き勉の導入、これは小学生の荷物が重いことから、学校の勉強道具などを学校に置いておくことを置き勉と言っておりますが、このことを検討してほしいというものでございました。ほかに、小山・小山ヶ丘地域の小・中学校の児童・生徒数の今後の見通し、登下校の安全確保、校外学習等に対する補助金制度、労働組合についての質問がございました。

次に、6月22日に行われました文教社会常任委員会は、補正予算について審議していた だきました。

補正予算は、小・中学校の適正規模、適正配置を検討するための現状整理や推計、分析などの費用、小・中学校における働き方改革プラン策定支援委託料、教職員出退勤管理システム導入委託料、教員の事務を補助するスクールサポートスタッフの賃金や、小・中学校の就学援助費の入学準備金の増額などでございました。

また、行政報告として、大阪北部地震を受けて、学校施設のブロック塀、万年塀の安全 確認について、教育委員会の対応についてご報告いたしました。これにつきましては本日 の報告事項で改めてご説明いたします。

説明は以上となります。

〇生涯学習部長 私からは、第2回定例会の生涯学習部所管分の案件につきましてご報告 いたします。

まず本会議の一般質問におきましては、6名の議員から質問の通告がございました。内 訳でございますが、4名からが図書館に関する質問、そのほかの2名からが生涯学習セン ターに関する質問でした。

図書館に関する質問の内容でございますが、子どもの読書の推進に関するもの、行財政 改革に関連してあり方検討に関するもの、図書館職員の在籍期間が長いことに関するもの、 子どもの相談窓口として図書館を活用できないかというものでございます。

生涯学習センターに関する質問の内容につきましては、陶芸スタジオの活用に関するものと、社会教育事業の充実を求めるものでした。

次に、6月22日に開催されました文教社会常任委員会の審査につきましてご報告いたします。

生涯学習部の案件は、補正予算のみでした。市内の石造物を皆調べて報告書をまとめる 文化財悉皆調査について説明をした後、特に質問はなく終了いたしました。

ご報告は以上でございます。

- **〇教育長** 次に、各委員からご報告をお願いいたします。
- ○佐藤委員 6月28日、図師小学校の開校10周年の記念式典に参列し、その後に開かれました祝賀会にも八並委員とともに出席いたしました。その祝賀会についてですが、PTAの皆さんが中心になって企画し、準備し、当日も運営をされておりましたが、会場に用意されましたさまざまな装飾が全て手づくりで、心温まる雰囲気を醸し出しておりました。また、地域の方々や開校当時からの教職員の方々を含め、出席者もとても多く、改めて町田市の公立学校は、保護者、地域、学校関係者が、力を合わせて築き上げているということを実感いたしました。現在、来年度から始まる新たな教育プランの検討に取り組んでいるところだと思いますが、家庭、学校、地域が、互いに理解し合い、協力し合って子どもたちを育てていくという町田市のよき伝統を今後も継続し、さらに発展させていってほしいと願っています。

次に、資料には掲載されておりませんが、5月11日及び6月1日の両日、いずれも午後の時間帯に、学校教育部、生涯学習部それぞれの各課の業務について、教育委員は、部長、課長や担当者の方から説明をしていただきました。計画的に各課の業務説明を受けるのは今年度が初めてでありましたが、教育委員会事務局に対するチェック機能という使命を負っている我々教育委員にとって、とてもありがたい企画であったと思っています。ぜひ来年度以降もお願いしたいと思います。

私からの報告は以上です。

○森山委員 私から2点ご報告をさせていただきたいと思います。

1点は、6月27日に行われました指導主事訪問です。これは文字どおり指導主事の先生 方と教育委員とで出席をさせていただくわけですが、当日は坂上教育委員と私、2人が出 席をさせていただきました。特に大規模校ということで、私の率直な感想でございますが、 大規模校ではありながら、教室、廊下等の整理整頓が非常になされておりました。また、 きめ細かな指導により、全員を集中させる、そういう配慮がそれぞれ行き届いたような状 況のクラスを見せていただきました。 特にご承知のとおりオープンスクールということで、オープンスクールにはメリット、デメリットがございますが、メリットをなるべく最大限に生かして授業を行うという意味の活用が非常に工夫されていたということを、私、見せていただきました。また、恐らくTT等の活用によって、オープンスクールの有効性がもっともっと出ているのではないかという感じも私自身はいたしました。

午後からは研究授業を参観させていただきました。ちょうど今日も話題になりましたが、 道徳の時間を見せていただきました。道徳というと、わかっていることを、子どもたちに、 本当の意味で自分のものとしてわかってもらうという非常に重要な科目、教科に位置づけ られると思います。そういう意味では、主体的にわかるために、先生がどのような手だて をするのがいいのかということが研究のテーマの中心になされておりまして、漠然とわか っているのではなくて、子ども自身が自分のものとしてわかるというところに焦点を合わ せたような授業の展開がなされていたかと思います。そういう中で、導入、展開、それか ら終末のところで、狙いとする価値観を子どもたちにどのように認識させるのか、そのあ たりに校内研修のしっかりとしたポイントがあったのではないかと思います。

また、小山ヶ丘小学校は、ICTの関係を非常に先導的に行っている学校でございますが、プロジェクター等を黒板の右側に常時配置した形で、ICTをとにかくふんだんに活用した授業ということに心がけておられました。板書の工夫とか、板書とプロジェクター等のICTをどのような形で結びつけるのが子どもの理解につながるのか、そのあたりのところも今回の研究授業の中で1つの方向として示されたものだというふうに理解をいたしました。先導的に取り組んでおられる学校ですので、いろいろと課題も多いかもしれませんが、私どももまた協力をして、ICTを含めた教育の発展につながればよろしいのではないかと思いました。

2点目は、先ほど教育長職務代理者の佐藤先生からもお話がございましたが、図師小学校の開校 10 周年記念の式典に出席をさせていただきました。私はいろいろな式典に参加させていただいておりますが、特に今回、10 周年の図師小学校の式典の中で、5・6年生の児童発表という時間がございました。日ごろの学習とか、生活指導といいますか、子どもたちのしっかりとした姿で学習の成果が出ているという児童発表ではなかったかと思っております。校内研究のテーマ、ユニバーサルデザインの手法ということを用いた校内研究を着実に進めておられる、そういうものが出た 10 周年の記念式典ではなかったかと思います。

最後になりますが、図師小学校はちょうど 10 周年という非常に若い学校ですけれども、 児童、あるいは先ほど P T A のお話もございましたが、保護者、地域の皆様に信頼される 学校という感じを強く受けましたので、これからもこれを継続していただいて、ますます 発展していただきたいなと思った次第です。

私から2点ご報告でございます。以上です。

〇八並委員 私からは3点ご報告をさせていただきたいと思います。

5月から6月にかけて、小・中学校の運動会、体育祭が行われておりましたが、私は6月2日に忠生中学校、山崎中学校、薬師中学校、金井中学校の4校の体育祭を見てまいりました。

特にお伝えしたいのが、忠生中学校の体育祭の開会式、金井中学校の閉会式を見たのですが、その際の生徒たちの立ち振る舞いは非常にすばらしいものがありました。町田市内の学校では、それぞれの学校で生徒指導など課題を持っていらっしゃると思いますが、そういった中で、子どもたちがきちんと行動ができる。特に入場行進などは、全体が歩調を合わせる。並んだときに、縦、横、斜め、本当にぴったりしているというような場面を見せていただきました。そういうことは、子どもたちの中にも、もちろん自分たちが今日の体育祭をしっかり成功させよう、そして体育祭を最後までしっかりと行おうという気概をも感じ取れました。こういったことからも、日ごろの先生方のご指導のたまものだと思って、感謝申し上げたいと思います。

また、6月3日、9日、10日と障がい者青年学級の開級式が行われました。私は3日の ひかり学級の開級式に出席いたしました。今年度も多くのスタッフ、ボランティアの皆様 の支えがあって、このように学級を開級することができたことに感謝申し上げたいと思い ます。安全・安心に、そして1人1人の方に成果が得られますように、お祈り申し上げた いと思います。

また、6月9日、山崎小学校で行われました道徳授業地区公開講座に出席してまいりました。この日は1・2時間目に公開授業、3時間目にクラスを代表する生徒の作文発表があり、私はその際に感想を述べてまいりました。

まず道徳の授業は、先生方が非常に工夫をされていたこと、また、今年度から小学校のほうは教科書を用いての授業となりますが、その際に、今までは個人的にいろいろな資料の工夫もあったけれども、教科書についているCD-ROMから挿絵あるいは図表などを直接取り込んだりして、授業に多く役に立つことができているというようなお話も伺いま

した。

また、子どもたちの作文は、それぞれの生活の中で感じたこと、あるいはアイマスク体験などといったことに目を向けられたもの、また、授業について、身近な生活から考えるという授業を通して、例えば身の回りで起きている駐車違反であったり、そういうものに目を向けること、いろいろな子どもたちの真っすぐに捉えられた作文が多くありました。

また、当日は、大変蒸し暑い日ではございましたが、1年生から6年生までその発表を聞く態度も立派でありました。

また、それらが終了した後に、山崎小学校の道徳部の先生との意見交換もさせていただきました。教科書を選定するときに私どもが疑問に思っていたようなこと、あるいは特別な教科となった道徳の授業について、現場の先生方はどのような意見を持っていらっしゃるかというようなことを伺ってくることができました。そういった先生方のご意見も踏まえて、中学校の道徳の教科書を選ぶ際にもいろいろな観点から調査研究をさせていただきたいと思った次第でございます。

私からは以上です。

○坂上委員 私からは2点ご報告させていただきます。

私も5月、6月は小・中学校の運動会、体育祭を見てまいりました。中でも近隣の中学校の体育祭を見たときに感じたことは、今年は6月半ば近くの開催日だったこともあり、気温も高く、当日は熱中症の懸念がされるところでしたが、実際に体育祭が始まってみると、熱中症よりも、走っている最中の転倒によるけがが多かったように感じました。学年対抗や学級対抗リレー、あるいは100メートル走などで、何でもない直線やゴール手前などで、生徒の足がもつれて転ぶ姿が例年に増して目につきました。昨今では小・中学生の体力の低下が問題になっていますが、やはり昔に比べて外で体を動かす時間や運動する時間が減ってきたことが少なからず影響しているのではと思いました。

これからの世の中、人の寿命が 100 歳まで延びると言われています。体力のある、ないは、若いときはあまり感じないことかもしれませんが、年をとるにつれて、自分の足で歩けることはとても大事なことになってきます。まだまだ老後のことなど、今の小・中学生にとっては身近な問題ではないかもしれませんが、長い先の将来を健康で元気に送るためにも、日ごろから体を動かすことを習慣づけ、健康を維持することを今から少しでも心がけてもらいたいと思いました。特に走ることは何の運動に関しても基本となる動きだと思いますので、この夏休みなど、朝夕の比較的涼しい時間を使い、簡単な運動をすることを

習慣にしてもらえたらと思います。

2点目は、6月28日に図師小学校の開校10周年式典に出席してまいりました。大変暑い日の開催となりましたが、その暑さに負けないくらい図師小学校への保護者または地域の方々の思いを感じることができ、大変すばらしい式典でした。式典の中での5年生、6年生の歌声は大変すばらしく、本当に暑い中、頑張ったと思います。

また、佐藤委員、森山委員もおっしゃっていましたが、今回の式典と祝賀会を行うに当たり、学校とPTAの方々の連携が大変よくとれているのを感じました。特に式典後のランチルームでの祝賀会会場の設営のすばらしさは本当に感動いたしました。残念ながら、私は祝賀会に出席いたしませんでしたが、祝賀会が始まる前の会場を見せていただき、全て手づくりで会場の飾りや座席の札、ウェルカムボードはこの一回だけの使用ではもったいないくらいすばらしいものでした。全てPTAを初め、有志の保護者の皆様でつくったとのこと、図師小学校の保護者の皆様のセンスのすばらしさにはただただ驚くばかりでした。ふだんからもきっととてもよい関係が築けていることだと思います。

これからもますます図師小学校が発展されるよう、学校、保護者、地域の連携をさらに強く結び、子どもたちが安心して通える環境を、大人たちがみんなで一丸となってつくっていってほしいと思いました。

そのほかの活動は、活動状況表のとおりです。

私からは以上です。

○教育長 それぞれの報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。──よろしいでしょうか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第3、協議事項に入ります。

協議事項(1)「町田市生涯学習審議会への諮問について」を協議いたします。

本件について担当者からご説明を申し上げます。

〇生涯学習総務課長 協議事項(1)「町田市生涯学習審議会への諮問について」の説明を させていただきます。

町田市では、行政経営上の課題を解決するための取り組みを定めた行政経営改革プラン 並びに今後の公共施設の管理に関する方針となる町田市公共施設等総合管理計画に基づき、 公共施設におけるサービスのあり方の見直しに向けた検討を進めております。町田市教育 委員会では、所管する公共施設についての検討を行うとともに、施設の管理運営や実施事 業をより効率的に行うための検討を重ねてまいりました。

そのうち、町田市民文学館につきましては、2018年3月に第3期生涯学習審議会からいただきました「今後の生涯学習施策の進め方について」の答申内容を踏まえ、検討してまいりましたが、このたび一定の整理ができ、「町田市民文学館のあり方見直し原案」を作成したところでございます。今後はこの見直し原案をもとに、さまざまな方のご意見を伺いながら、見直し方針を作成してまいりたいと考えております。

つきましては、町田市生涯学習審議会条例第2条第1号の規定に基づき、町田市生涯学習審議会に次のとおり諮問をいたしたいと考えております。諮問事項は「今後の町田市民文学館のあり方について」、1「町田市民文学館の存在意義について」、2「町田市民文学館の存廃について」、3「適正な管理運営手法について」でございます。

なお、本件につきましては、7月24日に開催する町田市生涯学習審議会において諮問する予定でございます。

説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これから協議に入ります。ただいまの説明に関して、何かご質問なりご意見なりございましたらお願いいたします。

- ○佐藤委員 意見を表明する前にちょっと質問ですが、諮問事項に1、存在意義について、2、存廃についてという表現がありますけれども、これはどういうことが背景でこのようなテーマになっているのでしょうか。
- **〇生涯学習総務課担当課長(兼)総務係長** 諮問事項の内容につきましては、諮問の背景にあります行政経営改革プランの中で、文学館については、存在意義を改めて検討した上で、存廃を決定するということを掲げております。さらに、行政経営改革プランの中でそういう取り組みを掲げた背景としましては、2015年に市民参加型の事業評価というものがございました。この中で文学館の事業について評価を受けまして、かなり厳しい、要改善というような評価をいただいたという背景がありまして、存在意義、さらには存廃を検討するということで案を検討している。その案に対して諮問をしたいと考えております。
- **〇教育長** そのほかにご質問等ございませんでしょうか。
- ○佐藤委員 それでは、私の思いを少し語らせていただきたいと思います。今のお話の 2015年に市民参加型の事業評価を受けて、今回の諮問事項のテーマを掲げられたというこ とでありますが、そもそもどういう経緯でこの市民文学館ができ上がったかということか

ら考えてみますと、たしか遠藤周作氏の遺品等の寄贈を受けて、これをしっかりと保管しよう、保存しようというところからでき上がった文学館だと私は理解しているのですが、 その後、資料を保管するだけではなくて、この文学館を利用していただく。とりわけ町田 市にゆかりのある文学者等について市民に知っていただこうということで活動を続けてき たというふうに受けとめております。

先ほどの 2015 年の市民参加型事業評価のときのことを事前にお伺いしたことがありますが、2015 年の時点では文学館の利用者は少なかった。ところが、翌年度の 2016 年は急激にふえておりまして、2017 年度のデータは私はわかりませんが、多くの方が利用するようになったということで、市民参加型業績評価を受けた後の文学館の利用状況は大きく変わっているなというふうに私は思っております。

同様に、文学館のスタートした経緯からしますと、資料を適切に保管しておこうということでありますから、最初は文学館を利用するという趣旨ではなかったのではないかなと考えます。そうしますと、例えばほかの市役所とか図書館とか、そういうところに比べて、文学館の利用者が少なかったとしても、文学館の存在意義は、そういう貴重な資料をきちんと保管する、時にはそれを公開するということで、存廃というのは存と廃と両方あるんだと思いますが、この生涯学習審議会においても、私はぜひ存続をしていく方向で検討していただけたらありがたいなというふうに願っております。

○八並委員 私も佐藤委員と同じようなところがあります。大変申し訳ないことに、私も教育委員になるまでは、市民文学館にあまり興味を持っていなかったということがあります。今回の市民参加型事業評価についても、非常に認知度が低いという評価を受けたという報告を伺っております。市民への周知あるいは認知度を上げることについてもぜひ考えていただいて、その上で文学館の存在意義を考えていただけたらと思います。資料を保存するというようなハード面のこと、また町田市ゆかりの文学者に焦点を当てている展示をするといったソフト面について、いろいろな面からの諮問をしていただければと思っております。

○教育長 そのほかにいかがでしょうか。──よろしいでしょうか。

それでは、この諮問に対する答申をいただきましたら、また各委員にご報告させていた だきたいと思います。

以上で協議事項(1)を終了いたします。

次に、協議事項(2)「町田市民文学館運営協議会への諮問について」を協議いたします。

本件について担当者からご説明を申し上げます。

〇市民文学館担当課長(町田市民文学館長) 「町田市民文学館運営協議会への諮問について」ですが、諮問事項は「町田市民文学館の施設運営の点検・評価について」でございます。

市民文学館は、2017年3月に第3期の町田市民文学館運営協議会からいただいた答申を踏まえて、今まさに幅広い市民の興味や関心に応えられる事業実施に努めているところです。

これまで町田市民文学館につきましては、文学館条例第 20 条の規定の中で、文学館の運営に関する基本的な事項について協議するため、文学館運営協議会を置くという定めがございます。ただ、これまで毎年運営協議会を設定してきたわけではなくて、その都度、諮問、答申という形で運営をしてきたところでございます。

今回の諮問につきましては、町田市民文学館の施設運営の点検・評価を常日ごろから運営協議会の委員の皆様にしていただこう、これからはずっと運営協議会を設置しながらしていただきたいという中で、改めて第4期の運営協議会を立ち上げまして、第4期の運営協議会に対して、諮問事項としまして、1「実施事業の点検・評価について」、2「施設管理に関する点検・評価について」、協議をしていただきたい、そういった内容の諮問を予定しております。

本件につきましては、2018年7月に開催される町田市民文学館運営協議会において諮問する予定となっております。

以上です。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これから協議に入りたいと思いますが、ただいまの説明に関して、何か質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

- **○佐藤委員** 先ほどの協議事項 (1) のほうでは、存在意義とか存廃とか、そういう事柄 に対して諮問をして協議してもらうということですが、運営協議会のほうは、市民文学館 の存廃のことについては考えていない。こういうふうに言っていいかどうかわかりません が、存続することを前提として事業の点検評価をしてもらおうということなのか。答えに くければ答えにくいでやむを得ないのですが、いかがでしょうか。
- **〇生涯学習総務課担当課長(兼)総務係長** 1点目の協議事項につきましては、先ほど協議をいただきました生涯学習審議会のほうに、あり方そのものを諮問するということで上

げさせていただいております。

理由として、まず今現在、市で検討していますあり方について、より多くの市民の方に ご理解いただくためには、学校教育、社会教育、家庭教育という多くの方が入っている協 議会のほうでご審議いただくことが必要ではないか。さらに、生涯学習審議会には、文学 館運営協議会の委員の方も代表として入っていただいております。そういう意味で、あり 方そのものについてご審議いただくということで上げさせていただいております。

文学館運営協議会のほうは、今、館長からご説明させていただきましたとおり、基本的には運営についてご意見をいただくということで予定をしております。諮問、答申という形ではありませんが、当然運営協議会のほうには検討状況などをご報告して、その検討状況を報告した中で、その場面、場面でご意見をいただいていくということを考えております。

文学館運営協議会については、日々の運営ですね、事業の内容とか、管理運営に関して 点検・評価を行っていただいて、それに対して答申をいただくということで考えておりま す。

○佐藤委員 2つの会議が同時進行で進められるように私は理解をしているのですが、恐らく7月にどちらの会議においても諮問事項でもって諮問をする。その後、何回か会議を開いて、最終的に答申なり何なりを出されるんだろうと思うのです。今メンバーの話が報告にありましたが、答申を出すまでの間、お互いに会議の内容をやりとりする、交換する、参考にし合うというような関連をさせながら進めていくのでしょうか。それとも、それぞれがそれぞれで進めていって、最後に答申が出て、その2つの答申をもとに事務局が考えていくということなのでしょうか。進め方について教えてください。

〇生涯学習総務課担当課長(兼)総務係長 先ほどご説明させていただきましたとおり、 生涯学習審議会には、文学館運営協議会の委員の方も生涯学習審議会の委員としてご出席 をいただいておりますので、文学館運営協議会のほうで行っている、事業の点検・評価や 管理運営状況の点検・評価の審議の状況については、必要に応じて生涯学習審議会の中で も情報を共有します。さらには生涯学習審議会のほうで、あり方についての議論の内容に ついては、逆に文学館運営協議会のほうに情報提供するような形で連携をしながら、それ ぞれの諮問事項について、それぞれ答申をいただくということで考えております。

○佐藤委員 もう1点お願いいたします。諮問をして、それぞれ生涯学習審議会、文学館運営協議会で検討に入るわけですが、答申の時期、あるいは報告でしょうか、それぞれの

会から答申を受ける時期は、おおむねどの時期を考えていらっしゃるのでしょうか。

○生涯学習総務課担当課長(兼)総務係長 生涯学習審議会の答申につきましては、行政経営改革プランでのあり方見直しというのが今年度末までにあり方の方針を出すことを掲げておりますので、おおむね 10 月ごろ答申をいただく予定としております。文学館運営協議会につきましては、基本的には前年度までの事業の内容等についてチェックをしていただくという形で考えておりますので、運営、施設管理、このあたりの点検・評価に対する答申については、基本的には年度末にいただくということで想定をしております。

○森山委員 今までの議論に関して、簡単な意見といいますか、文学館の運営協議会につきましては、具体的に実際の最新の現場のお話というか、そういう資料の提示なり、情報の提示が可能かと思いますので、そのあたりはぜひ、町田市生涯学習審議会の諮問事項の中で十分に反映をしていただければありがたいと思います。

○教育長 そのほかに何かございましたらお願いいたします。──よろしいですか。

それでは、こちらも諮問に対する点検・評価結果の答申をいただきましたら、また委員 の皆様にご報告させていただきたいと思います。

以上で協議事項(2)を終了いたします。

日程第4、報告事項に入ります。

本日の報告事項は7件ございます。冒頭に申し上げましたとおり、報告事項(2)につきましては、報告事項(7)の終了後、一旦休憩をとりまして、関係者のみお残りいただいて、ご報告をさせていただきたいと思います。

それでは、報告事項(1)について、担当者からご説明いたします。

○学務課担当課長 報告事項(1)「町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について」、ご 説明いたします。

就学奨励費とは、町田市立学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に、 学用品費、通学用品費、入学準備金、給食費、修学旅行費など、学校でかかる費用の一部 を補助し、保護者の経済的負担を軽減する制度でございます。

今回の改正の理由といたしましては、平成30年3月28日に、文部科学省から、平成30年度特別支援教育就学奨励費の国庫補助対象限度額の引き上げの通知があったことに伴い、入学準備金の支給額を、小学校第1学年は、2万470円から4万600円に、中学校第1学年は、2万3,550円から4万7,400円に引き上げるため、改正するものでございます。

なお、今回の改正により増額した額を7月下旬に支給する予定でございます。

改正内容につきましては記載のとおりでございます。

施行期日は2018年4月1日でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 報告事項の説明は終わりました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。

- **○佐藤委員** 改正内容の(1)ですが、小学校第6学年を削った理由を明確に教えてください。以前は入っていたということですね。
- ○学務課担当課長 改正理由 (1) に関しましては、似ている制度で、就学援助費という制度があります。こちらについて昨年度から入学前支給が始まりました。それに合わせる形で、小学校6年生というものを設定していました。しかし、奨励費につきましては、特別支援学級に在籍していることが条件ということと、昨年12月25日に文部科学省より、特別支援教育就学奨励費については、入学年度開始前の支給を可能とする制度改正は行っていないという通知がありましたので、そちらに合わせて改正いたします。

以上となります。

- **〇八並委員** 町田市ではこの対象になっている方々の人数はどのくらいいらっしゃるので しょうか。
- **○学務課担当課長** 今年度は、小学校 22 名、中学校 33 名を見込んでいます。おおむね前年度並みの人数でございます。
- **〇教育長** そのほかによろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(3)について担当者からご説明申し上げます。

〇生涯学習総務課担当課長(兼)文化財係長 報告事項(3)「町田市文化財総合活用プランの進捗確認について」、報告をさせていただきます。

次のページをおめくりください。町田市文化財総合活用プランは、28件の事業から構成されており、このうち、重点整備事業4件と重点活用事業12件の合計16件について、毎年度末に、町田市文化財保護審議会に報告して、事業評価を受け、その結果を教育委員会において報告させていただいております。

2018 年度は本プランの最終年度であるため、2013 年度から 2017 年度までの事業内容を振り返り、2018 年度以降の事業予定についてご意見をいただくために、本年 5 月 25 日開催の町田市文化財保護審議会において進捗確認を行いました。なお、プランの総括は 2018

年度終了後に行い、公表いたします。

次のページをおめくりください。進捗確認の結果については本ページ以降に掲載しております。一番下のまとめの欄には、2017年度までの事業実績の取りまとめと、2018年度以降の予定について記載しております。

評価につきましては6ページをめくっていただきますと、(6)「南多摩窯跡群整備事業」における改善以外は全て順調に進捗し、事業実績について承認をいただいております。南多摩窯跡整備事業も、予算上の問題から、2013 年度から 2015 年度までは発掘調査を実施できませんでしたが、2016 年度以降は調査することができ、平安時代の窯跡を2つ発見できたという成果から、2016 年、2017 年度は事業実績を承認していただいております。

報告は以上となります。

〇教育長 説明は終わりました。

ただいまの報告につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 資料の6ページになるかと思いますが、上の段は「旧永井家住宅公開・活用 事業」となっていまして、それぞれの年度の内容が書いてありますが、「忠生小学校課外授 業受け入れ」というのがとても目に入ってくるのです。私はとてもいいことだなと思って おるのですが、ほかの小学校へこういう活動が広がらないのでしょうか。あるいは忠生小 学校は特別なのでしょうか。このあたりの経緯がわかりましたら教えてください。

〇生涯学習総務課担当課長(兼)文化財係長 忠生小学校につきましては、小学校のほうから見学したいという申し入れがありまして実施したイベントになります。旧永井家住宅というのは東京都内でも最古の民家に属するもので、古いという価値はあるのですが、壁が多くて中が暗い。床も、畳や板ではなくて、すのこというあまり見栄えがしないのが正直なところです。

ただ、同じ薬師池公園の中には、200年後に建てられた旧荻野家住宅がございますので、 この2つを比較して、人々の暮らしがどういうふうに移り変わったのかという視点でした ら、小学生にもわかりやすいイベントができるかなと考えております。こういう視点で、 主に薬師池公園に歩いてこられる小学校にこの見学会を提案していこうかと考えておりま す。

〇八並委員 先日テレビ放送がございましたが、「アド街ック天国」という番組内で町田市 が取り上げられ、その中でも町田市内に遺跡が 1,000 カ所以上もあるというような報道が あり、本当にすごいんだなということを私も改めて実感した次第でございます。 このような文化財の活用ということで、ぜひ学校教育の中にも、どこにどんな遺跡があるというような資料とか、そのようなものが、学校レベル、また市民レベルでも共有できる、何かそのような手だてもしていただいて、市民の中にも文化財を保護し、活用するというような意識が芽生えるような事業も、あわせて行っていただきたいなと思った次第でございます。

○指導室長(兼)指導課長 地域にある文化財や遺跡、これらを活用して学習することは、 小学校の社会科、またもっと身近な地域ということで生活科でも、地域にどのようなもの があるかということで、フィールドワークを生かした学習展開は可能かと思います。その ことを町田市に着任した教員が知るということは、自分の地域の教材をどう活用しながら、 子どもたちの地域愛をどう育て、その先の歴史等にどう発展させるかといった学習の仕方 としても有効な活用ではないかと考えております。また、生涯学習部からの情報もいただ きながら、学校教育でも生かしていきたいと思っております。

○教育長 そのほかにいかがでしょうか。──よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

続きまして、報告事項(4)について担当者からご説明申し上げます。

〇生涯学習総務課長 報告事項(4)自由民権資料館 2018 年度第1 特別展 明治 150 年・「五日市憲法草案」発見 50 年記念「『五日市憲法草案』と多摩の自由民権」展の開催について、報告をさせていただきます。

「五日市憲法草案」が発見されたのは昭和 43 年、今年は発見 50 年に当たります。当時行われた明治百年記念事業は、明治維新を評価し、明治国家建設の偉業をたたえることに重きが置かれておりました。発見された「五日市憲法草案」は、草の根運動として注目され、当時の明治百年の風潮に一石を投じる役割を果たしました。明治期前半は、多くの人が国や社会のあり方を模索しながら主体的に行動した時期でもあり、「五日市憲法草案」はその象徴的な存在と言えます。本展では、「五日市憲法草案」と起草者千葉卓三郎、千葉と交流のあった多摩の自由民権運動をご紹介いたします。

開催期間は7月21日から9月2日まで。関連事業として講演会及びギャラリートークを 予定しております。

報告は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

- ○佐藤委員 これまでも何度かお話ししていることですが、自由民権資料館というとてもすばらしい建物と内容があるのに対して、ここに訪れる人がやはり少ないのかな。地理的な問題もあるかと思いますが、こういう展覧会を通して自由民権資料館なるもののPRをし、そこに足を運んでいただく方々を1人でも2人でもふやしていくということをすべきだと思っているのですが、今回の「『五日市憲法草案』と多摩の自由民権」展の開催について、どのようなPR、広報活動をされる予定なのか、教えてください。
- **○生涯学習総務課長** 今回はポスター650 枚、またチラシ 9,500 枚を市内各施設及び町内会、自治会へ配布しております。さらに町田市の公式ホームページ、「広報まちだ」、また「生涯学習NAVI」などに情報を掲載しておりまして、広く周知を図ってまいりたいと考えております。
- **〇佐藤委員** こういうのに目標を立てられているかどうかわかりませんが、来館者というのでしょうか、何人ぐらいを目標に立てられているのでしょうか。もしそういうことはしていませんということならそれで結構です。
- **〇生涯学習総務課長** 展覧会ごとに来館者数の目標値を立てることは現在行っておりませんが、年間を通じての目標ということで申し上げますと、今年度は 7,000 名ほど来ていただきたいなと考えております。また、講演会等では、一回の講座で 50 名ほどの定員を考えているところでございます。
- ○教育長 そのほかいかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

続きまして、報告事項(5)について担当者からご説明申し上げます。

〇生涯学習センター長 報告事項(5)「『平和祈念事業』の開催について」、報告いたします。

生涯学習センターでは、毎年8月に「夏の平和イベント」と称して平和祈念事業を実施しております。戦争当時を語ることができる方々が高齢化し、戦争体験の継承は年々難しくなってきています。戦争の記憶を振り返るとともに、現代における平和のあり方を考える機会とするため、開催するものでございます。

開催日時ですが、まず7月22日(日)と7月29日(日)にプレイベントを行い、8月3日(金)から9日(木)までの7日間、メインイベントを行います。場所は生涯学習センターの6階と7階でございます。

内容でございますが、7月22日のプレイベント第1弾は、若手フォトジャーナリストの

安田菜津紀さんの講演と、安田さんと都立小川高校の生徒との座談会でございます。安田 さんは、世界各地や日本国内で貧困や災害の取材を進めてきたフォトジャーナリストです。

次に、29日にプレイベント第2弾としてハンドベルコンサートを行います。ハンドベルの優しい音色とハーモニーが会場に響き渡ります。また、演奏体験の時間も設けて、小さいお子さんにもお楽しみいただけるよう工夫をしております。

メインイベントですが、ページをおめくりください。期間中のイベントのタイトルで内容を掲載しております。

まず8月3日(金)と4日(土)には、「平和の灯」としてランプシェードづくりを、4日には、ほかに、親子ですいとんをつくるクッキングイベント、及び韓国人留学生の列車事故に端を発して国際交流のきずなを描いたドキュメンタリー映画「かけはし」の上映会と平和の歌声喫茶のイベントを行います。8月5日(日)には、藤井聡太七段の活躍が話題を集めている将棋の初心者向けの講座を、8月6日(月)と7日(火)には、アニメの上映と平和のおはなし会や絵本の朗読、紙芝居を行います。8月8日(水)は、小学校高学年から中学生の親子を対象とした難民問題について学ぶワークショップを行います。最終日の8月9日(木)は、市内在住の被爆体験者の方からお話を伺う催しとなります。

お手数ですが、前のページに戻っていただき、下段をご覧ください。期間中は、館内に 戦時資料を展示するとともに、お子様向けに、毎日、折り鶴作成やクイズラリー、缶バッ チの作成、昔遊びなどのイベントを実施します。

また、市内の子どもたちが描いた絵手紙や、市民の方からの戦時中の体験をつづった「1 枚のハガキ」、広島の平和記念公園内に銅像や詩碑があります佐々木禎子さんのパネル、峠 三吉さんの詩も展示いたします。

もう一度、ページをおめくりください。後段の項目 6 「周知」方法でございますが、「広報まちだ」、ホームページへの掲載のほか、ポスターの掲示、公共施設や近隣小学校でのチラシの配布、子どもフェアでの紹介などにより、周知を図ります。

最後に、項目7で昨年度のイベントの様子について写真を掲載し、紹介しています。昨年度の延べ参加数は1,463人でした。

報告は以上でございます。

- **〇教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたらお願いします。
- **○坂上委員** 1つ教えてください。期間中のイベントで、ランプシェードとかクッキングは、費用はかかるのでしょうか。

- **〇生涯学習センター**長 参加費は無料でございます。
- **〇教育長** ほかによろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

続きまして、報告事項(6)について担当者からご報告いたします。

〇市民文学館担当課長(町田市民文学館長) 報告事項(6)「『童謡誕生100年 童謡とわらべ唄―北原白秋から藪田義雄へ』展の実施報告について」でございます。

開催期間は2018年4月21日(土)から6月17日(日)、49日間開催いたしまして、3,270 人の方にお越しいただきました。

参考値ですが、昨年の同時期に開催した展覧会では6,266人お越しいただいたということ でございます。

- 3 「開催報告」でございます。今回は童謡を確立したと言われる北原白秋の作品と、白 秋の弟子であり、わらべ唄研究をライフワークとした町田ゆかりの詩人・藪田義雄さんの 業績を展示いたしました。
- (1)「資料」でございます。特別協力として、小田原市立図書館のご協力をいただき、約250点の展示をいたしました。
- (2)「関連事業」でございますが、童謡コンサートや講演会、わらべ唄あそびの会等、 それから学芸員による展示解説等を行いました。

1枚おめくりいただきまして、(3)「広報等」でございます。今回の展覧会では、朝日新聞、東京新聞、読売新聞など、多くの主要なメディアに取り上げていただくことができました。

ただ、最後の(5)「課題」です。お越しいただいた方のアンケートからの評価は高いものでございましたが、結果的に来館者としましては前年比の52%にとどまりました。日本のよさを子育て世代にも語り継いでいただきたいという中で、今回はこういった童謡やわらべ唄あそびの会などのイベントも開催いたしました。もっともっと多くのお子さんを連れたお客様にお越しになっていただきたかったのですが、やはりどうしても少なかったという結果になっております。今後はこういった子育て世代の方に来館していただけるような方法をさらに検討・研究してまいりたいと思っております。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。──よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

続きまして、報告事項(7)について担当者からご説明を申し上げます。

○施設課長 報告事項(7)「学校施設のブロック塀・万年塀の緊急点検の結果について」、 ご報告いたします。

大阪北部の地震を受けて、町田市では、建築技術職員及びその他の技術系職員によるブロック塀の緊急点検を実施し、市内62校の小・中学校のうち、29校、95カ所にブロック塀、及び1校1カ所に万年塀があることが確認できました。このうち、建築基準法施行令に適合しないブロック塀は、25校、56カ所、破損、風化の著しいブロック塀・万年塀は、3校、4カ所でした。緊急点検により判明した建築基準法施行令に適合しないブロック塀や劣化しているブロック塀・万年塀については撤去してまいります。

1 「点検内容」でございますが、点検対象としては市内の62校全校です。点検期間は6 月19日から6月27日まで、点検方法は、学校現場で目視による点検を行いました。点検の 実施者は、建築の技術職員及びその他の技術系の職員です。

点検の視点でございますが、建築基準法施行令第61条または62条の8の規定に適合していないブロック塀の確認です。高さが2.2メートル以下である。あるいは壁の厚さが15センチ以上あること。あるいは長さが3.4メートル以下ごとに控壁を設置していること。その他、破損、風化の著しいブロック塀・万年塀の確認です。

2 「点検結果」ですが、建築基準法施行令の規定に適合してないブロック塀がある学校 ということで、控壁のない学校が23校でございました。

裏面になります。また、控壁の長さまたは高さが不足している学校が2校、そして、控壁があるのですけれども、間隔が合致してない学校が1校でございました。破損または風化している学校ということで、ブロック塀の一部が破損している学校が3校、万年塀の一部が破損している学校が1校でございます。学校名については資料に記載のとおりでございます。

3 「今後の対応」です。児童・生徒の安全確保の視点から、現在の建築基準法施行令の 規定に適合していないブロック塀と、破損、風化の著しいブロック塀・万年塀については、 まず一時対応として、人が近づかないように安全対策をしております。その後、計画的に 撤去をしてまいります。

以上でございます。

〇教育長 ただいまの報告につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

- ○坂上委員 教えてください。ブロック塀はわかるのですけど、万年塀は知らなかったのですが、教えていただけますか。
- ○施設課長 支柱があって、その間にコンクリートの板状のものが重なっているものです。 少し古いもので、昔使っていたというところが結構あります。
- ○佐藤委員 ブロック塀・万年塀の対応とは直接関係ないかもしれませんけど、この前の、 大阪の小学校もプールの周りの壁面を上げていたわけですね。小・中学校のプールという のは、多くは校舎と少し離れたところにあって、場合によると、外部から見られてしまう。 最近は不審者対応もあって、プールで水着で泳いでいる子どもたちが写真に撮られてしま うとか、のぞかれるということで、プールの活動が外から見られないように塀を建ててい ることも多いと思うのです。今後、ブロック塀なり何なりを使用せずに、プールが外から 見られないような手だても考えていかなければならないんだろうなと思っているのですが、 現時点で施設課としては、そういうことはお考えにはなっていないのでしょうか。
- **○施設課長** プールの今回のブロック塀につきましては20校が対象になっています。やはり侵入防止の話と目隠しの意味でブロック塀を積んでいるというところになります。ただ、比較的道路に近いものがないので、校舎の中のほうにある学校が多いというのが町田の特徴ではあります。今後ブロック塀は取りますけれども、ネットフェンスにするときに、目隠し用のものを利用しながら、その効果を生かすようにしていきたいと考えております。
- **〇生涯学習センター長** 先ほど平和祈念事業の中で、参加費のご質問を坂上委員からいただきました。その際、私、「親子でクッキング」のところとランプシェードのところで無料というふうにお答えしましたけれども、「親子でクッキング」につきましては、材料費として100円をいただくということでございますので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。
- **〇教育長** そのほかよろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前 11 時 52 分休憩

午前 11 時 53 分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

〇教育長以上で町田市教育委員会第4回定例会を閉会いたします。午後0時5分閉会